

委託契約書（案）

収 入
印 紙

- 1 委託業務の名称 石川県立学校産業教育用コンピュータネットワーク設定変更業務委託
- 2 履 行 期 限 令和7年10月14日まで
- 3 契 約 金 額 ¥
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥)
- 4 契約保証金額 免 除

上記の業務について、委託者と受託者は、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

委 託 者 石川県
石川県知事 馳 浩

受 託 者

(総則)

第1条 委託者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）は、この契約書及び別に定める仕様書等に基づき、この契約を履行しなければならない。

2 乙は、頭書の業務（以下「業務」という。）を、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、甲は、頭書の契約金額を支払うものとする。

3 甲は、業務を完了させるため、業務に関する指示を乙に対して行うことができる。この場合において、乙は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

4 乙は、この契約又は前項の指示若しくは甲乙協議がある場合を除き、業務を完了させるために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(再委託の禁止)

第3条 乙は、本契約の実施を第三者に再委託（下請も含む。以下同じ。）してはならない。

2 業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、業務の着手前に、書面により以下の内容を申請し、甲の承諾を得なければならない。

(1) 再委託先

(2) 再委託する理由

(3) 再委託して処理する内容

(4) 再委託先において取り扱う情報

(5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策

(6) 再委託先に対する管理及び監督の方法

3 乙は、甲の承諾を得て業務の一部を再委託するときは、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(情報資産の保護対策)

第4条 乙は、業務に関する情報資産（情報、情報システム及びネットワークをいう）の責任者を定めて保護対策を講ずることとし、書面により責任者の氏名を甲へ通知するものとする。また、責任者を変更するときも同様とする。

2 乙は、甲の承諾なくして、情報を複製してはならない。

(知的財産権の保護)

第5条 乙は、納入する成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれているときは、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続きを行わなければならない。この場合において、乙は、当該契約等の内容について

て事前に甲の承諾を得ることとし、甲は、既存著作物について、当該許諾条件の範囲内で使用するものとする。但し、甲の指示により既存著作物を使用する場合はこの限りではない。

- 2 業務の執行に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じたときは、当該紛争の原因が甲の責に帰す場合を除き、乙の責任、負担において一切を処理するものとする。この場合、甲は、当該紛争等の事実を知ったときは、乙に通知し、乙は必要な範囲で訴訟上の防衛を講じなければならない。

(情報セキュリティ監査)

第6条 甲は、甲の情報資産に係る乙の管理実施状況について、乙の施設内において随時、調査できるものとする。

- 2 甲は、乙が甲の承諾を得て委託事業の一部を再委託するときは、甲の情報資産に係る乙の管理実施状況について、再委託先の施設内において随時、調査できるものとする。当該調査の条件については、甲乙とが別途協議の上定めるものとする。

(業務の調査等)

第7条 甲は、必要と認めるときは、委託業務に関して、乙に説明若しくは報告を求め又は調査若しくは指示をすることができるものとする。

(業務報告)

第8条 受託者は、本契約締結後速やかに業務工程表を作成し、委託者に提出しなければならない。

- 2 乙は、甲に対し業務工程表に基づき定期的に作業報告をしなければならない。

(情報セキュリティに関する教育)

第9条 乙は、業務を執行する従業員に対し、情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

- 2 乙は、甲の承諾を得て業務の一部を再委託するときは、委託事業を執行する再委託先の従業員に対し、情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

(業務内容の変更等)

第10条 甲は、必要があるときは、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止させることができる。この場合において、業務内容等を変更する必要がある場合は、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

- 2 乙は、業務について仕様の不備、不測の障害の発生、その他正当な理由のあるときは、理由を記した書面により、直ちに甲に対し業務の内容の変更を請求することができるものとする。この場合、契約事項を変更する必要があるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(危険負担)

第11条 次条の規定による成果品の引き渡し前に生じた損害、その他委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責に帰すべき事由により生じたものについては甲の負担とする。

(検査及び引渡し)

第12条 乙は、業務が完了したときは、遅滞なく甲に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務完了報告書を受けたときは、速やかに乙の立ち会いの上完了の確認のための検査を行い、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。

3 前項の検査の結果不合格となり、甲から期限を指定して補正を命ぜられたときは、乙は、自己の負担でその指定期限内に補正して、甲の検査を受けなければならない。この場合における甲の検査については、前二項の規定を準用する。

4 甲の検査に合格したときは、乙は遅滞なく成果品を甲に引き渡すものとする。

(物品の納入場所)

第13条 乙は、仕様書等に基づき必要となる物品を、頭書の履行期限までに甲が指定する場所へ納入しなければならない。

(物品納入の完了)

第14条 前条に規定する物品の納入は、甲の検査に合格したときこれを完了するものとする。

(納入期限の延長)

第15条 乙は、その責に帰することができない事由により、業務仕様書に定める納入期限（以下「納入期限」という。）までに納入を完了することができないときは、甲に対してその理由を明らかにした書面により納入期限の延長を求めることができるものとする。この場合における納入期限の延長日数は、甲乙とが協議して定めるものとする。

(納入物品の保証)

第16条 乙は、物品の納入後1年間、甲の正常な管理のもとにおいて製品の不良、変質等によって生じたと認められる故障、又はかしについては、甲の請求に基づき自己の負担において修理又は取替えのうえ納入するものとする。

(契約不適合責任)

第17条 成果品に契約の内容に適合しないものがあるときは、甲は、乙に対し指定する期間までに補修を請求し、又は補修に代え、若しくは補修とともに損害の賠償を請求できるものとする。当該物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請

求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 2 前項の契約不適合が、委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は履行の追完を請求することができない。
- 3 第1項の規定による補修又は損害賠償の請求は、第12条第4項の規定による引渡しを受けた日から12カ月以内にこれを行わなければならない。

（成果物の開示及び著作権等の帰属）

第18条 乙は、成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

- 2 本契約の履行により生じた著作権及び意匠権等のすべての権利は甲に帰属するものとする。
- 3 乙は、甲に著作権を譲渡し、又は甲に著作権法に基づく利用が許諾された成果物に関し、著作者人格権を行使しないものとする。

（情報資産の返却又は廃棄）

第19条 乙は、本契約終了後又は甲の要請があったときは、業務に関する情報資産を甲へ返却しなければならない。

- 2 乙は、甲の了解を得て情報システムを構成する機器を廃棄するときは、情報漏えいがないよう厳重なる注意をもって廃棄しなければならない。

（契約金額の支払）

第20条 乙は、第12条第4項の規定により成果品を引き渡したとき並びに第13条の物品の納入を完了したときは、甲に対して、契約金額の支払いを請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定により、乙から適正な請求書を受けたときは、その日から30日以内に契約金額を支払わなければならない。
- 3 甲の責に帰する事由により、前項の規定による業務委託料の支払が遅れた場合において、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを委託者に請求できるものとする。ただし、遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第21条 乙の責に帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、甲は損害金の支払いを乙に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、業務委託料に対して遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額とする。

(一般的損害)

第22条 履行完了前に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害については、乙が負担する。ただし、甲の責に帰すべき事由により生じた損害については、甲が負担する。

(損害賠償の義務)

第23条 乙の責に帰すべき事由によって発生した損害の責は乙が負うものとし、甲は乙に対しその損害の賠償を請求することができるものとする。また、第三者に与えた損害の賠償については、乙が自らの責任において一切を解決しなければならない。

(情報セキュリティ事故)

第24条 乙は、情報セキュリティ事故が発生したときは、直ちにその状況を甲に通知し、適切な措置をとらなければならない。また、調査結果を遅滞なく甲に報告しなければならない。

(契約の解除)

第25条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) その責に帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な事由なしに契約後10日以内に委託業務に着手しないとき。
- (3) この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項に規定する場合のほか、甲は、業務が完了するまでの間、必要があるときは、契約を解除することができる。

3 乙は、甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能になったときは、契約を解除することができる。

4 第1項の規定により契約が解除された場合において、乙は甲に対してその損害の賠償を求めることができない。

5 第1項及び第2項の規定により契約が解除された場合において、乙は、甲に及ぼした損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、甲乙協議して定める。

(機密保持)

第26条 乙は、委託事業の実施によって知り得た機密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(石川県情報セキュリティポリシーの遵守)

第27条 乙は、甲の定めた「石川県情報調達共通特記仕様書」（以下「特記仕様書」という。）を遵守しなければならない。

2 乙は、甲の承諾を得て委託業務の一部を再委託するときは、再委託先に対して甲の定めた特記仕様書の遵守義務を負わせるものとする。また、再委託先がこれに違反したときは、

乙が本契約に違反したものとして、その責任を負わなければならない。

(個人情報の保護)

第28条 乙は、この契約の履行にあたって、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の滅失、漏洩又は 毀損の防止その他個人情報保護に必要な措置を講ずるとともに、甲が定めた「個人情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。

(暴力団等排除に係る契約解除)

第29条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

(1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、甲が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(4) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 前項の規定により本契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者が指定する期限までに支払わなければならない。

3 第1項の規定により本契約が解除された場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

(不正行為に係る契約解除)

第30条 乙は、甲が本契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規

定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）

(3)受託者（受託者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人を含む。次号において同じ。）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

(4)受託者について刑法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

（疑義の決定）

第 3 1 条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議してこれを定める。

（専属的管轄裁判所）

第 3 2 条 本契約に関連して甲と乙の間に生じる一切の紛争は金沢地方裁判所を専属的管轄裁判所とする。

以上